# 新製品特集(2)

## 第一計器製作所
## サニタリ用デジタル圧力計「DSHL」シリーズ

㈱第一計器製作所（兵庫県尼崎市大物町1－7－2、電話06－6481－5551、黒田俊一社長）はサニタリ用LCDデジタル圧力計「DSHL」シリーズを発売した。

乾電池（DC9V）式のためデジタル表示ながら配線が不要。手間をかけずに従来の圧力計と交換できる。ダイアフラム一体構造を採用。封入液を廃してダイアフラム背面に直接ひずみゲージを貼り付ける構造で、IP65相当の保護等級も相まって、従来からある隔膜式にはない安心と安全性を持つ。充電池（オプション）使用の場合、ISO14000に対応。圧力スパン（1MPa）以下で150℃／min までのスチーム滅菌処理が可能、HACCPにも対応する。

同社は食品・医薬品・化粧品産業などのユーザーに最適であるとしている。

【特長】①封入液を用いない構造で安心・安全。②スチーム滅菌可能、HACCP対応。③IP65相当の保護等級。④電池式のため配線不要のデジタル表示。⑤充電池使用の場合、ISO14000に対応。

【センサ部仕様】▽非直線性＝±0・5%R.C.▽ヒステリシス＝±0・5%R.C.▽繰り返し性＝±0・5%R.C.▽許容過負荷＝150%R.C.▽破壊耐圧＝1000%R.C.▽温度補償範囲＝マイナス5～150℃▽許容温度範囲＝マイナス5～150℃▽零点の温度影響＝±0・05%R.C./℃▽出力の温度影響＝±0・05%R.C./℃▽材質＝受圧接続部）SUS316L、（放熱フィン部）SUS303▽プロセス接続＝ISOヘルール／ねじマウント▽接液部表面仕上げ＝電解複合研磨（Rmax.0・07S）▽スチーム滅菌＝max・150℃連続可

## 型式承認の更新手続きのご案内

（独）産業技術総合研究所
計量標準管理センター 標準供給保証室

■型式承認を取得されている皆様

計量法では、製造事業者（輸入事業者、外国製造事業者を含む）が取得した型式承認について、10年間の有効期間が定められています。

有効期間満了後、引き続き型式承認された計量器を製造する場合は、有効期間満了前に必ず更新の手続きをすることが必要です。更新手続きが行われますと、有効期間が10年間延長される事になります。

型式承認の更新を希望される事業者は、有効期限内に下記の要領で更新手続きを行ってください。

なお、型式承認を失効させた場合は、改めて承認を取得し直して頂く事になりますので、ご注意下さい。

■型式承認の更新手順

手続きは以下の手順で進められます。

①申請者：型式承認更新申請の提出（有効期間満了の半年前から有効期間満了日まで）

申請方法は、型式承認更新申請書に必要事項をご記入の上、該当する受付場所に郵送等によりご提出下さい。

②産総研：型式承認更新申請書の受理／型式承認更新受理通知書の交付／請求書の発行

③申請者：更新手数料の振り込み（¥1,950/件）

④更新手続き完了

■型式承認更新申請書の記載に関する注意事項

以下のホームページに型式承認更新申請書等の様式を掲載していますのでご活用下さい。

http://www.nmij.jp/kosei/hoteikeiryo/katashiki/koushin.html

※複数の承認の更新を受けようとする特定計量器がある場合、事業の区分が異なる場合は別申請とするか、明確に判別できるように記載して下さい。

※特定計量器を製造する工場又は事業所が複数ある場合は併記して下さい。

※製造する工場等が型式により異なる場合は、別葉にするか、明確に判別できるように記載して下さい。

※製造事業者の届出の年月日欄について、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者は、事業の届出年月日の記載は必要ありません。

※承認を受けようとする特定計量器の欄の生産数については、過去3年間の生産数を各年毎に記載して下さい。

※指定製造事業者の適用がある場合は、備考欄に「指定製造」と記載してください。

※金額は1型式について1,950円です。また、型式の追加ごとに1,950円が加算　されます。

例：3型式×1,950円＝5,850円

※軽微変更承認により、型式承認番号に枝番が付けられている型式は、別型式として取扱います。従って、手数料としては枝番のある型式についても1件として1,950円が必要となります。

■申請の受付場所

特定計量器の種類により受付場所が次表のとおり「つくばセンター」または「大阪扇町サイト」の2つの拠点にわかれます

| つくばセンター | 大阪扇町サイト |
|---|---|
| 1. タクシーメーター<br>2. 質量計<br>非自動はかり<br>3. 体積計<br>水道メーター<br>温水メーター<br>燃料油メーター<br>液化石油ガスメーター<br>ガスメーター<br>4. アネロイド型圧力計<br>5. 熱量計<br>6. 照度計<br>7. 騒音計 | 1. 温度計<br>ガラス製体温計<br>抵抗体温計<br>2. 濃度計<br>3. 振動レベル計<br>4. アネロイド型血圧計 |

■記載事項変更届出

既に取得している型式承認に対して代表者等の記載内容に変更が生じている場合には記載事項変更届の提出が必要になります。様式については以下のホームページでご確認頂けます。

http://www.nmij.jp/kosei/hoteikeiryo/katashiki.html

■その他

今回の型式承認更新については、産業技術総合研究所のホームページでもご案内させて頂いています。

http://www.nmij.jp/kosei/hoteikeiryo/katashiki/koushin.html

■受付及び問い合わせ先

つくばセンター
独立行政法人産業技術総合研究所
計量標準管理センター 標準供給保証室
〒305-8563　茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3
TEL 0298-61-4026 FAX 0298-61-4018
e-mail：calservice@m.aist.go.jp

大阪扇町サイト
産業技術総合研究所 関西センター（大阪扇町サイト）計量標準管理センター標準供給保証室
〒530-0025　大阪府大阪市北区扇町 2-6-20
TEL 06-6312-0521　FAX 06-6312-0524

# 計量法改正雑感（中）

日本計量史学会会長　蓑輪善蔵

■国際規格の無条件に採用するのはどうか

国際化の問題はOIMLやISOの規格をそのまま採用することは如何なものかと思えます。昔の事になりますが、規格そのものが研究室でなければ実現できないようなものであり、一般取引には不必要な物であることが多々ありました。はかりの計量器検定規則で検定方法や公差の決め方はOIML規格をそのまま採用したのか分かりませんが、誰が何処で検定するのでしょうか。

OIMLやISOの規格は一般用、研究用が一緒になっているような所と、為にする規格のようにも思える所がありまず。国内法はより分かりやすく、使い易いものにしても　国際規格を制限しなければ何ら差支えないように思います。

はかりの場合、普通の商取引では千分の一または二千分の一即ち千円、二千円で一円の誤差は許されるのではないでしょうか。昔はこれを目安に置いていた時もありました。特定の専門家しか読めない、使用出来ない一般に必要な法律は、最早通用しないように思えます。

■計量法の目的は

消費者保護の観点からと云う言葉は大分前から諮問に出てくるようになりました。確か消費者運動は計量が原点などと云われたことも有り、その関係を蔑ろにするつもりもありませんが、始め、計量行政は正確計量の推進で管理中心点をどちらかに動かす事ではなく、結果的に消費者の為になるとの考えが基本になっていました。タクシーメーターでの片側公差が特例でした。今は、消費者保護が計量法の主たる目的の一つになろうとしているのを見ると、隔世の感を禁じ得ません。

計量標準の供給はJCSSで認定事業者がとなっていて、認定事業者になる為の必要用件が相当な厳しさであるようですが、産業技術総合研究所の代理をさせようとすれば当然とも思えます。しかし、認定事業者が行う事業の責任まで国が負うわけにはいきません、あれだけ厳しくすれば国が責任を負わなければならないかも知れません。

私見を云えば　国は計量標準の供給と、それにまつわる事に限りそれ以降のことは認定事業者の責任にすべきだと思います。産総研で計量精度を一桁、半桁上げるような研究などが難しくなっていると思えるし、国際的にも大きく劣る部門があると聞くと気が滅入ってきます。

■「計量法で扱う数値は絶対値」を忘れるな

この他計量法で扱う数値は相対知ではなく絶対値であることを肝に銘じることが必要でしょう。このことは兎角忘れられがちになります。中央度量衡検定所が研究所として脱皮しようとしていた頃、機械試験所から移られてきた人が、絶対値を取り扱うことが如何に大変かを思い知らされたと、話されていたのを思い出します。

技術行政で、知っている事と出来る事の違いを知悉して法文を作ってほしいとも思っています。

■計量士の権限を見直す必要が

また　計量士が定期検査の代行をしていますが、不合格処分は行政処分である事から、この処分は公務員以外では不可能でありましたが、都道府県、特定市などの地方庁の現状を見、産総研が公務員で無くなった事を考えれば、考え直す必要があるのかもしれません。

■地方庁の現状に唖然とする

地方庁の現状が計量法施行実務に弱体化が進み、法の解釈さえ十分ではなく、単純な質問にも答えられず、地方庁自身が計量法違反を行って、背に腹は変えられずとし、国もこれに異を唱えられないこのような状況は、今までの関係者をして唖然とさせるのではないでしょうか。（元日本計量士会会長、元通産省計量教習所所長）（つづく）

計量の明日を拓く
SANKO
株式会社　三光精衡所
〒125-0042　東京都葛飾区金町2-1-1
TEL.（03）3607-2328

世界を拓くヤマヨの味方
YAMAYO
ヤマヨ測定機株式会社

業界初!! 乾電池式（DC9V）封入液なし
サニタリ用LCDデジタル圧力計
DSHL
従来の圧力計と配線の手間無しですぐに